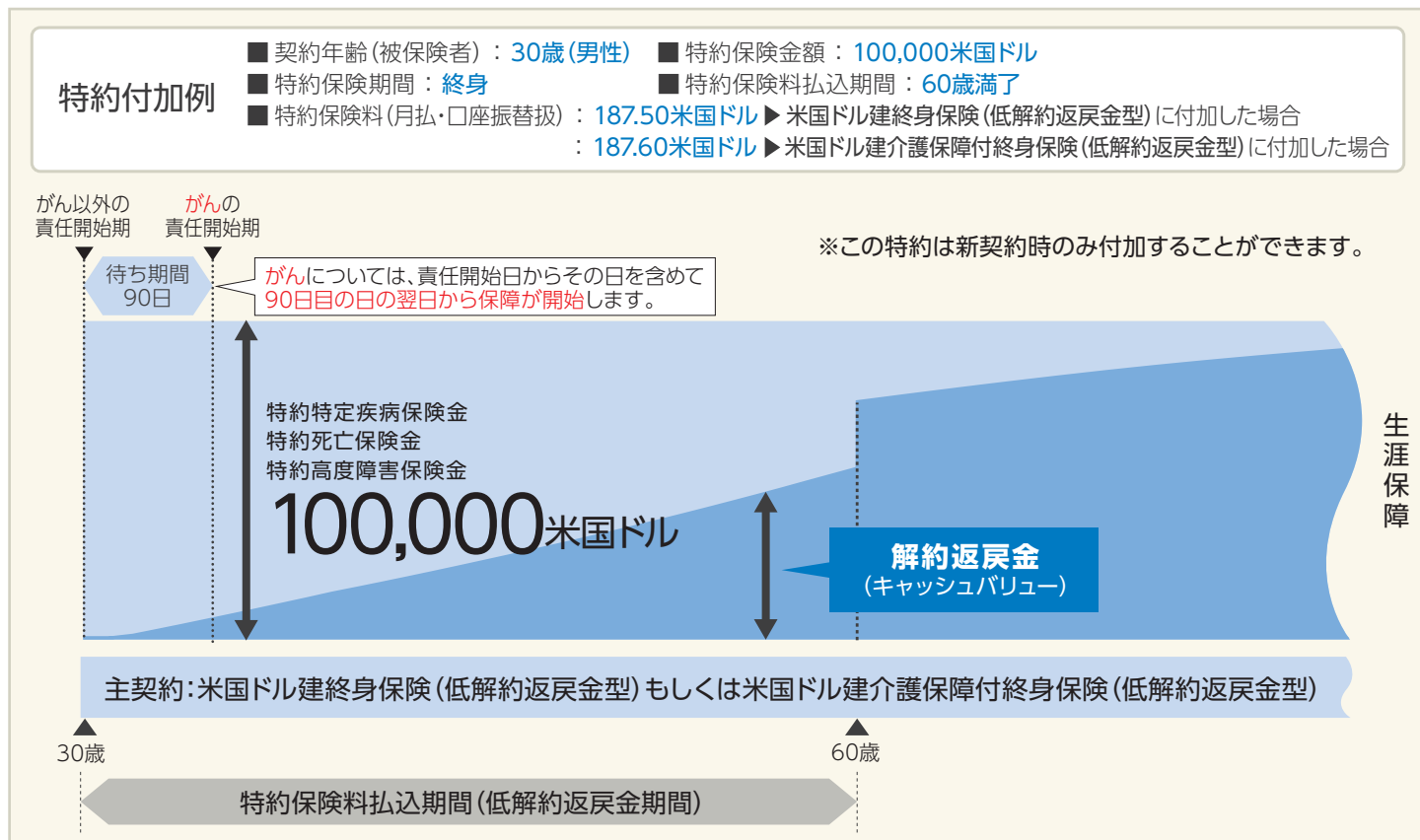


ジブラルタ生命の 米国ドル建 特定疾病保障終身保険特約 (低解約返戻金型) [無配当]

がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられたときに、保険金をお受取りいただける特約です。



- 1 この特約は**米国ドル建**です。
※この特約には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円によるお払込みになります。
- 2 **がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中**になられたときに、**特約特定疾病保険金**をお受取りいただけます。
お受取りいただける特約特定疾病保険金で、治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などの経済的負担を軽減することができます。
※がんについては、この特約の責任開始日からその日を含めて**90日目の日の翌日**が**保障の開始日**(がんの責任開始期)となる等、特約特定疾病保険金のお支払いには所定の条件があります。詳細は、裏表紙の「くわしくは…」を必ずご確認ください。
- 3 **死亡保険金**または**高度障害保険金**をお受取りいただけます。
死亡または高度障害状態になられたときは、**原因が「がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中」**でなくても、**特約死亡保険金**または**特約高度障害保険金**をお受取りいただけます。
- 4 **低解約返戻金型**ですので、保険料が割安です。
特約保険料払込期間中の解約返戻金を、**低解約返戻金型としなかった場合の70%に相当する金額**とすることにより、低廉な保険料を実現しております。
- 5 主契約(*)の保険料のお払込みが免除になった場合、**以後のこの特約の保険料のお払込みも免除**になります。
(*) この特約を付加できるのは「米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)」もしくは「米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プラン」です。

ご検討にあたってご確認ください事項を裏表紙の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。

ご注意ください

この特約には、**為替リスク**および**お客さまにご負担いただく費用**があります。

詳しくは中面をご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク等やご契約にかかる費用について、動画でご確認いただけます。

必ずご一読ください

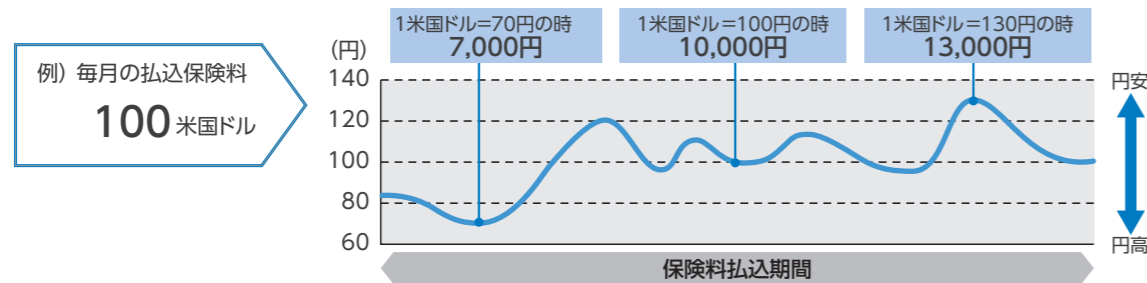
為替リスクについて
〔円〕でお取扱いする際の注意事項

この特約は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この特約にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で特約保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと円で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「円」でお払込みいただく特約保険料は、毎回変動(増減)します。

(円換算払込特約)
※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

2 「円」で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。

(円換算支払特約)

例) 保険金額 100,000 米国ドル	円高	1米国ドル = 70円の時	7,000,000円
	円安	1米国ドル = 100円の時	10,000,000円
		1米国ドル = 130円の時	13,000,000円

3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。

(円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^(*)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTS^(*)を上回ることはありません。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTB^(*)を下回ることはありません。

- (*)1 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
- (*)2 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
- (*)3 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
- (*)4 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

■ 保険関係費用

お払込みいただく特約保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律には記載できません。

■ 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

〔円で特約保険料等をお払込みいただく場合の費用〕

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円^(*)/1米国ドル)が含まれております。

〔円で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用〕

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円^(*)/1米国ドル)が含まれております。

〔米国ドルで特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用〕

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■ 特約保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(*)を年金支払日の年金原資から控除します。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱いです。

(*)5 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート	
1 円換算払込特約	第1回特約保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で特約保険料等をお払込みいただく場合の為替レート	
	第2回以後の特約保険料	保険料払込日の属する月の前月末日		
	前納保険料 ^{(*)6}	ジブラルタ生命受領日(着金日)		
2 円換算支払特約	特約特定疾病保険金・特約死亡保険金・特約高度障害保険金・特約の解約返戻金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート	
	リビング・ニース特約による保険金			
	死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金	据置期間満了日の前日		
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払			
3 円換算貸付特約	保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金原資が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日	円で特約保険料等をお払込みいただく場合の為替レート	
	契約者貸付	借入れ		所定の必要書類をジブラルタ生命の当社にて受理した日の前日
		返済		返済日の前日
	自動振替貸付の返済			

(*)6 将来の保険料の全部または一部を前もってお払込みいただくことができます(前納)。

※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

〔円〕でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
<p>https://www.gib-life.co.jp/</p> <p>営業日ごとに、当日午前0時に公開します。</p>	<p>ミナジブ ロック 通話料 無料</p> <p>0120-37-2269</p> <p>【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3を除く)</p>



特約保険料例 (月払・口座振替扱)

特約保険期間：終身 特約保険金額：100,000米ドルの場合 (2024年3月1日現在)

■米ドル建終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合

単位：米ドル

特約保険料払込期間	男性			
	契約年齢(被保険者)			
60歳満了	20歳	30歳	40歳	50歳
	128.60	187.50	311.20	671.40

特約保険料払込期間	女性			
	契約年齢(被保険者)			
60歳満了	20歳	30歳	40歳	50歳
	122.10	178.40	289.40	597.70

■米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プランに付加した場合

単位：米ドル

特約保険料払込期間	男性			
	契約年齢(被保険者)			
60歳満了	20歳	30歳	40歳	50歳
	128.70	187.60	311.50	672.00

特約保険料払込期間	女性			
	契約年齢(被保険者)			
60歳満了	20歳	30歳	40歳	50歳
	122.30	178.60	289.70	598.30

この特約の保険料は、2024年3月1日現在における予定利率(年2.75%)およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この特約に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。

※米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プランは、所定の身体障害状態に加え、介護保険金を受取られた場合にも以後の保険料のお払込みが免除になるため、この特約を米ドル建終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合と米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プランに付加した場合とで特約保険料が異なります。



くわしくは…

お支払いの対象となる疾病について

がん(悪性新生物) ^(※1)	がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって診断確定されたとき(がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日を翌日をいいます。) 対象：悪性新生物 (上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚癌は対象外)
急性心筋梗塞 ^(※2)	<つぎのいずれかに該当した場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象：急性心筋梗塞(狭心症などは対象外)
脳卒中 ^(※2)	<つぎのいずれかに該当した場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象：くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞

(※1) 責任開始日からその日を含めて90日目の日を翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特約特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。

(※2) 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

※ 癌の進行度を示す指標^(※3)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。

(※3) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

特約の消滅について

●特約特定疾病保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。

低解約返戻金期間中の解約返戻金額について

- この特約は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この特約を低解約返戻金型としなかった場合の米ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円受取る場合には、この特約を低解約返戻金型としなかった場合の米ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この特約を低解約返戻金型としなかった場合の米ドルで受取る解約返戻金額と同額となります。

高額割引制度について

●この特約の保険金額が20万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

その他

- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
- この特約の保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。
- 被保険者が受取る特約特定疾病保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として、非課税になります。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2024年2月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」[「ご契約のしおり・約款」]をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内のお取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」[「ご契約のしおり・約款」]は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。